

NO.88 年金受給者だよりに関するQ&A

平成29年6月

地方職員共済組合

目 次

1 平成 29 年 4 月からの年金額の改定について

- 問 1 4 月の年金額は、3 月に比べマイナス 0.1%の改定が行われたそうですが(下がっているのですが)、なぜ下がるのですか。…………… 1
- 問 2 年金額が「マイナス 0.1%の改定」と年金受給者だよりに書いてあったので、改定前の年金額に 0.999 を乗じましたが、改定後の年金額と一致しません。なぜですか。…………… 1
- 問 3 私の年金は 0.1%以上下がっているのですが、なぜですか。…………… 2
- 問 4 今後、物価が上昇すれば、年金額は上がりますか。…………… 4

2 「年金額改定通知書」の表示について

- 問 5 「年金額改定通知書」の各項目について、教えてください。…………… 5
- 問 6 私は 2 級の身体障害者手帳を持っているが、年金額改定通知書の障害等級は空欄になっている。なぜですか。…………… 7
- (更問) 私は現在 67 歳で最近障害の状態になり、身体障害者手帳の 2 級をもらいましたが、障害年金は請求できますか。…………… 7

3 「年金支払通知書」の表示について

- 問 7 「年金支払通知書」に記載の年金証書記号番号の桁数が、以前より少なくなっているようですが問題はないのですか。…………… 8
- 問 8 これまで共済年金を受給していたのですが、今回送られてきた「年金支払通知書」は「厚生年金・共済年金」欄に額が表示されています。今までもらっていた年金と金額に違いはあるのですか。…………… 8
- (更問) 私は昭和 27 年 4 月生まれで、今年の 4 月に 65 歳になりました。
昨年は「年金支払通知書」の「厚生年金・共済年金」欄にだけ額が表示されていたのですが、今年送付されてきた「年金支払通知書」には「共済年金(経過的職域)」欄に額が表示されています。今までもらっていた年金との違いはあるのですか。…………… 9
- 問 9 今回振り込まれる額は「年金支払通知書」のどの欄に記載されているのですか。…………… 9

- 問 10 「年金支払通知書」の「2月見込額」欄に表示されている額は、今後支払われる年金額の2か月分ということですか。…………… 9
- 問 11 住所の変更(転居・住居表示変更を含む。)をしましたが、「年金支払通知書」の住所が旧住所となっています。何か手続きが必要ですか。…………… 10

4 再就職している皆様へ

- 問 12 再就職先の給料が4月から大幅に減額になりましたが、支給年金額がほとんど増えていないのはなぜですか。また、何か手続きは必要ですか。…………… 11
- 問 13 現在、退職共済年金受給者(昭和22年7月生まれ、69歳)で、厚生年金保険に加入しています。70歳以降も引き続き勤務する場合、何か手続きは必要ですか。…………… 12
- 問 14 現在、パートタイマーとして働いており、今まで厚生年金保険に加入していませんでしたが、厚生年金保険の適用拡大により4月から厚生年金保険に加入することとなった場合、年金額に影響はありますか。…………… 13
- 問 15 私は63歳で、平成27年9月以前から年金を受給しており、県で短時間の再任用をされておりますが、この4月に異動しました。再任用の給料は変更がないのですが、年金の支給額が下がりました。なぜでしょうか。…………… 14

1 平成 29 年 4 月からの年金額の改定について

問 1 4 月の年金額は、3 月に比べマイナス 0.1%の改定が行われたそうですが(下がっているのですが)、なぜ下がるのですか。

答

年金額は前年の物価や賃金の変動(上昇、低下)によって改定され、平成 29 年度の年金額は、平成 28 年の物価と賃金がともに下がったため、マイナス 0.1%の改定がされたものです。

年金額の改定は、法律上、「前年平均の全国消費者物価指数」の物価変動率(▲0.1%)、名目手取り賃金変動率(▲1.1%) (物価変動率に賃金の変動等を加味したもの)が共にマイナスとなり、物価変動率の低下よりも名目手取り賃金変動率の低下が大きい場合、物価変動率で改定されることとなっています。よって、平成 29 年度の年金額は、マイナス 0.1%の引き下げとなったものです。

問 2 年金額が「マイナス 0.1%の改定」と年金受給者だよりに書いてあったので、改定前の年金額に 0.999 を乗じましたが、改定後の年金額と一致しません。なぜですか。

答

年金の計算に用いる従前額改定率というものが、0.998 から 0.997 に変更されたことを表しており、実際に平成 28 年度の年金額に 0.999 を乗じるわけではないためです。

平成 12 年改正前の水準による保障額の計算式

$$\text{報酬比例部分} = \text{平均標準報酬額 (平成 6 年再評価後)} \times \text{給付乗率 (5\%適正化前)} \times \text{被保険者期間月数} \times \text{従前額改定率}$$

昭和 13 年 4 月 1 日以前に生まれた方については、改定前の年金額に 0.999 を乗じた額になります。

昭和 13 年 4 月 2 日以降に生まれた方については、年金を計算する際に用いる従前額改定率が、平成 28 年度の「0.998」を平成 29 年度は「0.997」とするため、平成 28 年度の年金額に直接「0.999」を乗じるものではないため、異なるものです。

実際の計算式のとおりご案内しますと、複雑でご理解が得られにくいことから、日本年金機構等と同様、皆様の理解が得られやすいよう、年金額が「マイナス 0.1% の改定」と案内をさせていただいております。

問3 私の年金は0.1%以上下がっているのですが、なぜですか。

答

加給年金額対象配偶者や遺族年金の受給権者の年齢到達による加算額の変更や再就職先の基本給等の大幅な変動に伴う支給停止額変更等により減額となる場合があります。

(参考)

(1) 決定年金額が減額となる主な事由

ア 配偶者又は子の年齢到達に伴い加給年金額の加算がなくなる場合

平成 29 年 3 月又は 4 月に配偶者が 65 歳に到達した場合は、その翌月から加給年金額の加算がなくなります。

イ 遺族共済年金(遺族厚生年金)受給者が 65 歳に到達し、中高齢寡婦加算が経過的小婦加算に切り替わる場合

遺族共済年金(遺族厚生年金)受給者が 65 歳に到達すると、自身の国民年金の老齡基礎年金も受給できることとなるため、遺族共済年金に加算されていた中高齢寡婦加算がなくなり、経過的小婦加算が加算されることとなります。

なお、経過的小婦加算に切り替わる時期及び切り替え後の額は、次表のように生年月日により異なります。

生年月日	3月まで	4月から	5月から
昭和27年3月2日～4月1日	585,100円(a)	97,437円(b)	同左
昭和27年4月2日～5月1日	585,100円(a)	584,500円(a)	77,955円(b)

(a) 65歳未満の中高齢寡婦加算

(b) 65歳到達による経過的寡婦加算

(2) 停止額の変更により支給年金額が減額となる主な事由（加給年金額対象者が自身の年金を受給することとなる場合）

加給年金額対象者である配偶者が、自身の年金（被用者年金制度に20年以上（20年以上とみなされる場合を含む。）加入したもの。）を受給することとなった場合は、加給年金額の加算が停止となり、支給年金額が減額となります。

(3) 保険料の特別徴収に係る変更により支給額が減額となる場合

年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料（又は国民健康保険料）、個人住民税が特別徴収される場合がありますが、これは個々の受給者の方の状況により、お住まいの市区町村が決定しているものです。

徴収の有無や徴収額の変更に伴い、支給年金額が減額となる場合もありますが、保険料の徴収に係る変更の理由などにつきましては、お住まいの市区町村の担当課の窓口へお問合せ願います。

(4) 厚生年金保険の標準報酬月額の変更により支給額が減額となる場合

現在加入されている厚生年金保険の標準報酬月額が増額改定されますと、再就職に伴う年金の一部支給停止額が増額されます。

9月の定時決定とは別に、基本給等が大幅に変動した場合、変動した月から3か月間の報酬の平均を標準報酬月額の等級（1～31等級）に当てはめた結果、従前より2等級以上変動していれば、4か月目から標準報酬月額が改定される特例（随時改定）があります。

例えば、1月に給料が増額となった場合、1～3月分の報酬の平均による標準報酬月額の等級が2等級以上変動していれば、4月から標準報酬月額が改定されることとなります。

なお、年金の一部支給停止は、標準報酬月額が改定された月分から変更されることとなります。

そのため、4月に改定となった標準報酬月額は4月分からの停止計算に影響し、4、5月分の年金が支払われる6月期から変更されることとなります。

問4 今後、物価が上昇すれば、年金額は上がりますか。

答

物価と賃金の伸びがともに、マクロ経済スライドによる調整率(概ね0.9%程度)を超えて上昇した場合に年金額は上がります。

原則、賃金と物価がともに上がり、かつ、賃金の伸びが物価の伸びを上回る場合には、物価の伸びをもとに年金額は上がる仕組みになっていますが、平成27年度改定のように賃金の伸びが物価の伸びより低い場合は、賃金の伸びをもとに年金額が上がります。

さらに、当面の間は年金額を抑制するマクロ経済スライド(※)による調整が設けられており、その調整率が0.9%と見込まれています。よって、物価と賃金の伸びがともに0.9%を超えて上昇すれば、年金額が上がることとなります。

※ マクロ経済スライドによる調整とは

マクロ経済スライドとは、年金給付水準の伸びに現役世代の保険料負担能力の動きが反映されるよう、賃金や物価の変動だけで年金額を改定するのではなく、公的年金の被保険者数の減少や平均余命の伸びを年金額に反映させるものです。

この調整は、概ね100年間の財政均衡期間を設け、この期間で給付と負担の均衡を保つことができないと見込まれる場合には、年金財政が安定する見通しが立つまでの間、調整期間を定め、被保険者数等の変動を用いて給付水準の自動調整を行います。この期間の調整率は、「公的年金の被保険者数の変動率(3年平均)×平均余命の伸びを勘案した一定率(0.997)」となっており、平成37年度までは平均約0.9%と見込まれています。

2 「年金額改定通知書」の表示について

問5 「年金額改定通知書」の各項目について、教えてください。

答

各項目の説明は、以下のとおりです。

年金額改定通知書

① 年金の種類 老齢厚生年金

② 基礎年金番号 1234-567890 年金コード 1150

③ 年金証書記号番号 第 8594-1234567890 号
受給権者の氏名 年金 一郎

受給権者の生年月日 昭和 x x年 x x月 x x日

④ 障害等級 級 号 次回診断書提出年月 年 月

⑤ 決定年金額 (年額)	X, XXX, XXX 円
年金額の内訳	⑥ 報酬比例部分の額・厚生年金相当部分の額 X, XXX, XXX 円
	⑦ 内訳・中間額 国・地共済厚年 (円)
	一般厚年 (円)
	私学共済厚年 (円)
	⑧ 職域年金相当部分の額 XXX, XXX 円
	⑨ 定額・経過的加算額 XX, XXX 円
	⑩ 加給年金額・加算額 XXX, XXX 円
	⑪ 長の特例加算額 円
	⑫ 繰下げ加算額 円
⑬ 支給停止額 (年額)	X, XXX, XXX 円
⑭ 支給年金額 (年額)	X, XXX, XXX 円
⑮ 改定事由 給料の再評価 変更事由	

⑯ 平成29年 4月分から上記のとおり年金額を改定しましたのでお知らせします。

項目名	説明
① 年金の種類	地方職員共済組合の複数の年金（厚生年金、経過的職域加算額等）の受給権を有している場合は、改定があった年金の種類ごとの「年金額改定通知書」が送付されます。
② 基礎年金番号／年金コード	日本年金機構から付番されている基礎年金番号と年金コードです。
③ 年金証書記号番号	地方職員共済組合が付番している年金証書記号番号です。お問い合わせの際は、この年金証書記号番号をお手元にご用意ください。 なお、平成27年10月の被用者年金制度の一元化後においては、従来表示していた15桁目の管理用の番号は表示せず14桁としております。
④ 障害等級／次回診断書提出年月	障害年金の受給者の方の障害等級と、次回診断書をご提出いただく年月です。 この欄は、地方職員共済組合が支給する障害年金の等級のみが記載され、障害者手帳の等級は記載されません。また、障害者手帳等を有していても、障害年金に該当するということではありませんので、ご注意ください。
⑤ 決定年金額 (年額)	改定後の年金額 (年額) です。

項 目 名	説 明
⑥ 報酬比例部分の額・厚生年金相当部分の額	<p>年金額のうち、公務員だった間の報酬等に応じて計算される金額です。</p> <p>なお、昭和 61 年 3 月以前に権利が発生した年金等については、⑥～⑫の年金額の内訳欄は、記載されない場合があります。</p>
⑦ 内訳・中間額	<p>障害厚生年金または遺族厚生年金の受給者の方で、他の実施機関に係る厚生年金加入期間を取りまとめて当組合がお支払いしている場合は、報酬比例部分の内訳額が記載されます。</p>
⑧ 職域年金相当部分の額	<p>平成 27 年 9 月以前の制度により、公務員の方の職務の特殊性に鑑みて、報酬比例部分に上乘せされる金額です。</p>
⑨ 定額・経過的加算額	<p>65 歳未満の老齢厚生年金（退職共済年金）の受給者（各種特例の適用者等）について、基礎年金相当額として加算される金額です。</p> <p>65 歳以上の方は、加算額から基礎年金相当額を控除した額です。</p>
⑩ 加給年金額・加算額	<p>老齢年金又は障害年金の方は加給年金額が、遺族年金の方は寡婦加算額が記載されます（加算の対象である場合に限ります。）。</p>
⑪ 長の特例加算額	<p>地方公共団体の長（都道府県知事、市町村長）の期間が 12 年以上ある方に対する加算額です。</p>
⑫ 繰下げ加算額	<p>65 歳以降、老齢厚生年金（退職共済年金）の支給を繰り下げて受給している方への加算額です。</p>
⑬ 支給停止額（年金額）	<p>決定年金額のうち、支給停止となっている金額（年額）が記載されます。</p>
⑭ 支給年金額（年額）	<p>⑤「決定年金額（年額）」から⑬「支給停止額」を差し引いた支給年金額（年額）が記載されます。</p> <p>なお、実際に支給される額は、所得税、介護保険料及び住民税等が控除されます。</p>
⑮ 改定事由 変更事由	<p>年金額が改定又は支給停止額が変更となった場合にその理由が記載されます。</p> <p>なお、「給料の再評価」とは、平成 29 年 6 月の年金受給者だより 2 頁で説明している物価変動等に合わせて行う改定のことを指しております。</p>
⑯ 平成××年××月分から上記のとおり年金額を改定～	<p>年金額が改定となった年月です。</p> <p>4 月から改定となった場合の 6 月期の支給額は、【4 月の⑭「支給年金額」×2/12】となります。</p> <p>なお、奇数月から改定となった場合の直後の支給額は、【改定後の⑭「支給年金額」×1/12】と【改定前の⑭「支給年金額」×1/12】の合計額になります。</p>

問6 私は2級の身体障害者手帳を持っているが、年金額改定通知書の障害等級は空欄になっている。なぜですか。

答

年金額改定通知書の障害等級は、当組合の障害年金の受給権を有している方の障害等級について記載しているもので、身体障害者手帳の障害等級を記載しているものではありません。

更問 私は現在 67 歳で、最近障害の状態になり、身体障害者手帳で2級に該当することになりましたが、障害年金は請求できますか。

答

身体障害者手帳の障害等級と年金の障害等級は、必ずしも一致するものではありませんので、身体障害者手帳を持っているから障害年金を受給できるとは限りません。

当組合で支給できる障害年金は、組合員期間内に初診日があり、初診日から1年6か月後の障害認定日に、国民年金法若しくは厚生年金保険法で定める障害等級に該当していなければなりません。また、障害認定日に障害等級に該当しなくても、65歳の誕生日の前々日まで又は国民年金の老齢基礎年金を受給するまでのどちらか早い方までに障害の状態が重くなった場合には、障害年金を請求することができます。

(初診日が組合員期間内にない場合)

あなた様の場合、組合員期間内に初診日がないため、当組合に障害年金の請求はできません。

(初診日が組合員期間内にある場合)

あなた様の場合、65歳を超えているので、障害認定日または65歳の誕生日の前々日までの間に年金の障害程度に該当しなければ、障害年金の請求はできません。詳しくは担当にご相談ください。(⇒審査課の担当者へ転送してください。)

3 「年金支払通知書」の表示について

問7 「年金支払通知書」に記載の年金証書記号番号の桁数が、以前より少なくなっているようですが問題はないのですか。

答

平成27年9月までは、年金証書記号番号は15桁で表示しておりましたが、平成27年10月以降は、最後の管理用の番号を表記しなくなったためです。問題はありません。

平成27年9月まで、年金証書記号番号につきましては、当組合では独自に管理用の番号（下1桁）を含めた計15桁での表示としておりましたが、平成27年10月の被用者年金制度の一元化を契機に、他の地方公務員共済組合と足並みを揃え、平成27年11月以降に送付する年金証書、年金額改定通知書、支給額変更通知書及び年金支払通知書については、管理用の番号を除いた8594から始まる14桁での表示となりました。

今回送付しました「年金支払通知書」に記載された年金証書記号番号につきましても誤りではなく、平成27年11月以降の通知であるため、管理用の番号が表示されていない14桁での表示となっております。

問8 これまで共済年金を受給していたのですが、今回送られてきた「年金支払通知書」は「厚生年金・共済年金」欄に額が表示されています。今までもらっていた年金と金額に違いはあるのですか。

答

今までもらっていた年金と同じで変わっていません。

平成27年10月以降に年金受給権が発生している方の場合は、老齢厚生年金、遺族厚生年金または障害厚生年金の支給額（報酬比例部分、その他加給年金額、経過的加算額、中高齢寡婦加算額、定額部分の加算がある場合は当該額の支給額も含まれます。）が表示されています。

また、平成27年9月以前に年金受給権が発生している方の場合は、共済年金の支給額が表示されています。

更問 私は昭和 27 年 4 月生まれで、今年の 4 月に 65 歳になりました。

昨年は「年金支払通知書」の「厚生年金・共済年金」欄にだけ額が表示されていたのですが、今年送付されてきた「年金支払通知書」には「共済年金（経過的職域）」欄に額が表示されています。今までもらっていた年金との違いはあるのですか。

答

あなた様の年金は、これまで年金の決定額の中の「経過的職域加算額」（職域年金相当部分）が「厚生年金・共済年金」に含まれていた特別支給の退職共済年金を受給されておりましたが、今年の 4 月で 65 歳になったことにより、本来支給の老齢厚生年金と経過的職域加算額の 2 種類にわかれたため、平成 27 年 9 月以前の組合員期間を基礎とした「経過的職域加算額」（職域年金相当部分）が「共済年金（経過的職域）」欄に表示されました。

問 9 今回振り込まれる額は「年金支払通知書」のどの欄に記載されているのですか。

答

「年金支払通知書」の下の方にある「差引支払額（ $A - B + C$ ）」欄に記載されています。

また、「差引支払額（ $A - B + C$ ）」欄は 3 つありますが、記載の額の合計額が今回振り込まれます。

なお、今後の支払額に変更がない場合は、「差引支払額（ $A - B + C$ ）」欄の合計額（今回振り込まれた額）が各支給期に振り込まれます。

問 10 「年金支払通知書」の「2 月見込額」欄に表示されている額は、今後支払われる年金額の 2 か月分ということですか。

答

今後支払われる年金額の 2 か月分ではありません。

平成 30 年 2 月に支給される年金の見込額を表示しています。

2 月期に支給される年金額には、4 月期から 12 月期までの各支給期の支給額を算定（年金額の $1/6$ ）する際に切り捨てた円位未満の端数分が上乗せされるため、その見込額を表示しています。

これは、所得税等の控除を行う前のものであり、「年金支払通知書」でいうと「差引支給額A」欄に当たる額となります。

問 11 住所の変更（転居・住居表示変更を含む。）をしましたが、「年金支払通知書」の住所が旧住所となっています。何か手続きが必要ですか。

答

平成 23 年 10 月以降の住所変更につきましては、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」といいます。）から住所変更情報が当組合に提供されることとなりましたので、当組合への手続きは原則不要です。

ただし、電話番号を変更された場合は、当組合で登録しているデータを修正する必要がありますので、本部（給付課支給係）への連絡をお願いします。

なお、住所変更情報は 2 ヶ月ごとに提供されますが、データへの反映には更に時間を要します（具体的には、3 月及び 4 月に住所変更された情報は、5 月中旬に提供され、7 月期にデータに登録される予定です。）。

したがって、当組合からの郵便物を変更前の住所地あてに送付することがありますので、郵便局で転送手続きを行っていただくようお願いします。

4 再就職している皆様へ

問 12 再就職先の給料が4月から大幅に減額になりましたが、支給年金額がほとんど増えていないのはなぜですか。また、何か手続きは必要ですか。

<受給者様の確認事項>

- 給料がいくらからいくらに減額になったか確認。(2等級以上の変動か)
- 減額になった4月の給料は、4月と5月、どちらの月から支払われるのか。
(随時改定を4～6月と、5～7月、どちらで算定するのか。)

答

再就職に伴う共済年金の一部支給停止額は、停止の対象となる月における標準報酬月額を用いて計算しますが、標準報酬月額は給料が変動してもすぐには改定されません。日本年金機構から標準報酬月額の情報当組合に提供されるので、あなた様が当組合に手続する必要はありません。

厚生年金保険の標準報酬月額は、原則、毎年4月から6月までの報酬月額の平均を基に、その年の9月から翌年の8月までの額が決定されます。

しかし、基本給等が変動した場合、変動した月から3か月間の報酬の平均を標準報酬月額の等級(1～31等級)に当てはめた結果、従前より2等級以上変動していれば、4か月目から標準報酬月額が改定される特例(随時改定)があります。

あなた様の場合、4月に給料が減額となっていますので、4～6月分の報酬の平均による標準報酬月額の等級が2等級以上変動していれば、7月から標準報酬月額が改定されることとなります。

なお、年金の一部支給停止は、標準報酬月額が改定された月分から変更されることとなります。

そのため、7月に改定となった標準報酬月額は7月分からの停止計算に影響しますが、6、7月分の年金が支払われる8月期には情報交換が間に合わないため、9月期(追給される場合)か10月期(過払いとなる場合)に遡及して年金の一部支給停止額が変更されることとなります。

また、標準報酬月額の変更については、勤務先が日本年金機構等に届出を行い、日本年金機構等から共済組合が情報の提供を受けますので、受給者の方が共済組合

へ直接お手続きいただく必要はありません。

なお、標準報酬月額がいつからいくらになるかは、改定の手続きを行う、お勤め先にご確認ください。

<標準報酬月額表>

(単位：円)

等級	標準報酬月額	報酬月額	等級	標準報酬月額	報酬月額
1	88,000	93,000未満	16	240,000	230,000以上250,000未満
2	98,000	93,000以上101,000未満	17	260,000	250,000以上270,000未満
3	104,000	101,000以上107,000未満	18	280,000	270,000以上290,000未満
4	110,000	107,000以上114,000未満	19	300,000	290,000以上310,000未満
5	118,000	114,000以上122,000未満	20	320,000	310,000以上330,000未満
6	126,000	122,000以上130,000未満	21	340,000	330,000以上350,000未満
7	134,000	130,000以上138,000未満	22	360,000	350,000以上370,000未満
8	142,000	138,000以上146,000未満	23	380,000	370,000以上395,000未満
9	150,000	146,000以上155,000未満	24	410,000	395,000以上425,000未満
10	160,000	155,000以上165,000未満	25	440,000	425,000以上455,000未満
11	170,000	165,000以上175,000未満	26	470,000	455,000以上485,000未満
12	180,000	175,000以上185,000未満	27	500,000	485,000以上515,000未満
13	190,000	185,000以上195,000未満	28	530,000	515,000以上545,000未満
14	200,000	195,000以上210,000未満	29	560,000	545,000以上575,000未満
15	220,000	210,000以上230,000未満	30	590,000	575,000以上605,000未満
			31	620,000	605,000以上

(参考)

6月に支給された標準賞与額については、6月分からの停止計算に影響しますが、6、7月分の年金が支払われる8月期には情報交換が間に合わないため、昨年6月標準賞与額で停止計算を行い、本年6月の標準賞与額の情報を受領後、9月期か10月期に遡及して年金の一部支給停止額が変更されることとなります。

問13 現在、退職共済年金受給者（昭和22年7月生まれ、69歳）で、厚生年金保険に加入しています。70歳以降も引き続き勤務する場合、何か手続きは必要ですか。

答

受給者ご本人様が手続きを行っていただく必要はありません。

(参考)

平成19年4月以降、70歳以上となった被用者を引き続き雇用する場合には、事業主が年金事務所に「厚生年金保険70歳以上被用者該当届書」を提出することとなっています。

したがって、当組合は、日本年金機構から 70 歳以上の厚生年金保険の適用事業所に常時勤務している方の標準報酬月額等の提供を受けて、年金の一部支給停止を行うこととなります。

問 14 現在、パートタイマーとして働いており、今まで厚生年金保険に加入していなかったのですが、厚生年金保険の適用拡大により 4 月から厚生年金保険が適用されることとなった場合、年金額に影響はありますか。

答

1 か月の総収入が 65 歳未満の場合 28 万円、65 歳以上の場合 46 万円を超えるとときは、退職共済年金または老齢厚生年金の一部が停止される可能性があります。

なお、総収入とは、「賃金」（標準報酬月額＋直近 1 年間の標準賞与額×1/12）と「年金」（退職共済年金（職域年金相当部分（経過的職域加算額）、経過的加算額、加給年金額を除く。）＋老齢厚生年金）の合計額となります。

また、65 歳未満で障害者特例または長期在職者特例が適用されている方には配慮措置のための手続きがありますので、本部（給付課調査係）へ確認のご連絡をお願いします。

（参考）短時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大について

平成 28 年 10 月から、以下のすべての条件を満たす短時間労働者についても厚生年金保険の適用対象となります。

- ① 厚生年金被保険者数（従業員数）が 500 人を超える事業所の従業員
- ② 週の所定労働時間が 20 時間以上
- ③ 賃金月額が 8.8 万円（年収 106 万）以上
- ④ 勤務期間が 1 年以上
- ⑤ 学生ではない

平成 29 年 4 月からは、以下のア又はイを満たす厚生年金被保険者数が 500 人以下の事業所の短時間労働者についても厚生年金保険の適用対象となります。

ア 労使合意（労働者の 1/2 以上と事業主が社会保険に加入することに合意）のうえ、その申し出を行った事業所

イ 地方公共団体に属する事業所

※障害者特例…特別支給の老齢厚生年金の受給者が次のいずれにも該当することにより、障害者特例の請求を行うと、定額部分及び加給年金額が加算されるものです。

- ・厚生年金の被保険者ではない（退職していること）
- ・傷病により、年金の障害等級（1級から3級）に該当する程度の障害の状態にあること

長期在職者特例…特別支給の老齢厚生年金の受給者が次のいずれにも該当するときに、定額部分及び加給年金額が加算されるものです。

- ・厚生年金の被保険者ではない（退職していること）
- ・一つの実施機関（民間厚生年金、公務員厚生年金、私学共済厚生年金）の被保険者である期間が単独で44年以上あること

問 15 私は63歳で、平成27年9月以前から年金を受給しており、県で短時間の再任用をされておりますが、この4月に異動しました。再任用の給料は変更がないのですが、年金の支給額が下がりました。なぜでしょうか。

答

平成27年10月の被用者年金制度一元化により、在職支給停止の計算の停止基準額が、47万円から28万円に変更されました。この基準額変更後の在職停止の計算では、給料等が同じでも、年金の停止額が大幅に増えてしまうため、配慮措置が設けられました。

配慮措置の終了は、65歳に到達するか、勤務先の事業主が資格喪失届を年金事務所に提出した時までとなります。資格喪失届は、本来、職場を退職した時に提出されるものですが、それ以外にも、事業所の変更を伴う人事異動、勤務形態の変更、給与支払者の変更等の事由により、勤務先が年金事務所に提出することがあります。

あなた様の場合には、異動により資格喪失届が提出され、当組合にその情報が来たために、配慮措置が終了したものです。

資格喪失届が提出されたかについては、勤務先にお問い合わせください。